

2015年6月11日 全13頁

《実践》公共インフラ関連ビジネス

# キャッシュフロー分析でみる都道府県の財政

～ 47都道府県の過去6年分のCF分析指標を巻末に添付～

経営コンサルティング部  
主任コンサルタント 鈴木文彦

## [要約]

- 財務省理財局「地方公共団体向け財政融資 財務状況把握ハンドブック(平成26年6月改訂)」に記載の作成要領に従って、都道府県版の行政キャッシュフロー計算書を試算した。行政キャッシュフロー計算書は地方公共団体の返済能力ひいては事業体の持続可能性をモニタリングするのに使う財務諸表のひとつで、本質的には現金ベースに修正した損益計算書である。
- 行政キャッシュフロー計算書から作られる分析指標のうち行政経常収支率は、企業財務分析という経常利益率を現金ベースに修正したものと同じである。地方公共団体の財務分析指標で従前からあるものの中では「経常収支比率」にやや近い。異なる点は、行政経常収支率の「経常収入」は収入の実態に即して区分していることである。経常収支比率では経常的な収入であっても用途が特定されるものを計算に含めない。また、臨時財政対策債等を経常収入に含めている。
- 債務負担の大きさを意味する実質債務月収倍率は、従前からある財務分析指標の中では「将来負担比率」に近い。ただ、将来負担比率は交付税措置による調整が施されており、これを解除したものと比べると相関の度合いが高まる。
- 都道府県の財務状況は2009年度以降悪化傾向を辿っており、2013年度においても10団体の債務償還可能年数が50年以上となっている。債務負担の水準も概ね横ばい。ただし収支赤字の団体は2012年度の10団体から2013年度は2団体に減少。全国平均値も改善しており、実質債務月収倍率は43の団体で前年度を下回った。積立金等月収倍率も増加傾向にあり、総じて改善の兆しが見られる。

---

## 行政キャッシュフロー計算書

財務省理財局「地方公共団体向け財政融資 財務状況把握ハンドブック(平成 26 年 6 月改訂)」に掲載されている作成要領<sup>1</sup>に従って、都道府県の過去 6 年分の決算データから行政キャッシュフロー計算書を作成した。財務省は、確実かつ有利な運用が義務づけられている財政融資資金の融資主体として、地方向け財政融資資金の融資審査の充実等を図る観点から、年度毎に地方公共団体の決算状況をモニタリングしている。行政キャッシュフロー計算書とは、財務省が地方公共団体の財務状況を診断するために使うワークシートであり、地方公共団体の「地方財政状況調査表」(通称「決算統計」)に基づいて作られる。

財務省は、行政キャッシュフロー計算書と、当の計算書から算定される財務指標等によって、地方公共団体の債務償還能力および資金繰り状況を把握している。金融機関は貸出金の安全性を確保するため、定期的に債務者の格付けを行う。財務省のモニタリングの着眼点もこれと同じである。

財務状況の定点観測を目的とするため、行政キャッシュフロー計算書は、民間企業の損益計算書と同じように作られている。資金収支計算書の体裁で作られているが、その本質は金融機関が格付けに使う際に、恣意性や粉飾を排除する観点で作る修正損益計算書である。「黒字倒産」という言葉があるように、発生主義に基づき計算される期間損益は必ずしも事業体の持続可能性を意味しない。「利益は意見、キャッシュは現実」という格言があるように、徹底したリアリズムに立つ金融機関は貸出先のキャッシュフローに着眼し、返済能力ひいては事業体の持続可能性に最大の関心を持つ。

まずは実際の行政キャッシュフロー計算書を図表 1 に示す。比較的財務状況が良好な佐賀県を例に説明する。行政キャッシュフロー計算書の「行政活動の部」、主要残高、キャッシュフロー分析指標を掲載した。これらは財務分析に最低限必要な 3 項目である。

---

<sup>1</sup> 財務省ホームページ「地方公共団体の財務状況把握」

[https://www.mof.go.jp/filp/summary/filp\\_local/21zaimujoukyouhaaku.htm](https://www.mof.go.jp/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm) (平成 27 年 6 月 5 日確認)

図表 1. 佐賀県の行政キャッシュフロー計算書（行政活動の部）、主要残高及び分析指標

科 目	2013 / 3		2014 / 3		増 減	
	百万円	經常収入比 %	百万円	經常収入比 %	百万円	増減率 %
經常収入	<b>276,593</b>	<b>100.0</b>	<b>279,846</b>	<b>100.0</b>	<b>3,254</b>	<b>1.2</b>
地方税	77,666	28.1	80,324	28.7	2,657	3.4
經常支出	<b>230,957</b>	<b>83.5</b>	<b>226,582</b>	<b>81.0</b>	<b>-4,375</b>	<b>- 1.9</b>
人件費	123,977	44.8	118,733	42.4	-5,243	- 4.2
物件費	13,771	5.0	14,500	5.2	729	5.3
維持補修費	1,574	0.6	1,586	0.6	12	0.7
扶助費	9,384	3.4	9,283	3.3	-101	- 1.1
補助費等	73,845	26.7	74,875	26.8	1,030	1.4
繰出金（建設費以外）	1	0.0	4	0.0	3	282.6
支払利息	8,405	3.0	7,600	2.7	-805	- 9.6
經常収支	45,636	16.5	53,264	19.0	7,629	16.7
特別収入	2,753		2,128		-626	-22.7
特別支出	1,180		722		-458	-38.8
行政収支	47,209	17.1	54,670	19.5	7,461	15.8
■ 主要残高						
現金預金	<b>45,815</b>		<b>45,484</b>		<b>-331</b>	<b>- 0.7</b>
歳計現金	14,665		17,067		2,402	16.4
財政調整基金	18,048		16,529		-1,519	- 8.4
減債基金	13,103		11,889		-1,214	- 9.3
特定目的基金	33,005		41,349		8,344	25.3
積立金等	78,820		86,833		8,013	10.2
有利子負債	<b>720,254</b>		<b>722,113</b>		<b>1,860</b>	<b>0.3</b>
地方債現在高	720,254		722,113		1,860	0.3
有利子負債相当額	<b>19,422</b>		<b>15,429</b>		<b>-3,993</b>	<b>-20.6</b>
債務負担行為の支出予定額	16,839		12,987		-3,852	-22.9
公営企業会計の資金不足額	0		0		0	-
公営事業会計の資金不足額	0		0		0	-
一部事務組合の資金不足額	242		62		-180	-74.2
土地開発公社・第三セクター等	2,341		2,380		39	1.6
実質債務	660,855		650,709		-10,146	- 1.5
■ 分析指標						
債務償還可能年数（年）	14.5		12.2		- 2.3	
実質債務月収倍率（月）	28.7		27.9		- 0.8	
行政經常収支率（%）	16.5		19.0		2.5	
積立金等月収倍率（月）	3.4		3.7		0.3	
手元流動性（月）	2.0		2.0		0.0	

出所：地方財政状況調査表から大和総研作成

キャッシュフロー計算書は資金収支を営業活動、投資活動及び財務活動の要素別に整理したものである。行政キャッシュフロー計算書もこれと同じで、営業活動の代わりに「行政活動」となっているほどの違いである。資金収支計算書の体裁をとってはいるものの行政キャッシュフロー計算書の本質はキャッシュベースに修正した損益計算書である。なので図表では「行政活動の部」を抜粋したものを掲載している。

次の「主要残高」は、財務分析に最低限必要な貸借対照表（バランスシート）項目であ

---

る。現金預金、積立金と有利子負債がある。これら重要な資産項目と、行政キャッシュフロー計算書で示されるフロー項目を組み合わせることでキャッシュフロー分析指標ができる。健康診断にたとえれば「検査値」にあたる。分析指標のうち重要なのは債務償還可能年数、実質債務月収倍率、行政経常収支率、そして積立金等月収倍率の4つある。

佐賀県の2014年3月期の行政経常収支は532億6400万円と、前年度比16.7%のプラス(76億2900万円の増)となった。行政経常収支は、民間企業でいえばキャッシュベースの経常利益に相当する。借金返済や投資に充てることのできる収支差額で、返済能力や財政力を診るのに重要な項目である。行政経常収入は2798億4600万円だった。これは、民間企業でいえば売上高にあたる。事業体の規模を表す。

増減項目をみると、佐賀県の行政経常収支の黒字幅が拡大した要因は第一に人件費が52億4300万円減少したことである。行政経常収入に占める人件費の割合は42.4%と前年比2.4ポイントのマイナスとなった。第二に、行政経常収入が前年度に比べ32億5400万円増えたことである。地方税の増収が押し上げた。

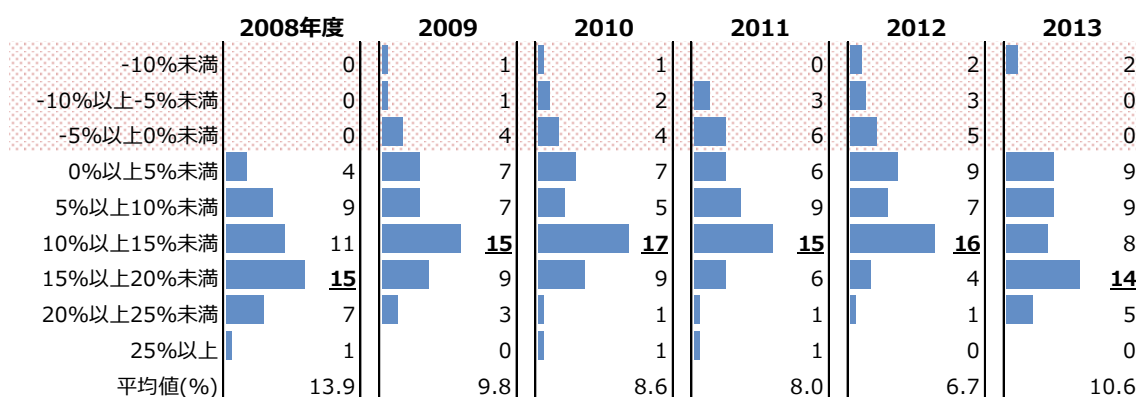
キャッシュフロー分析指標をみると、返済能力ひいては財政の持続可能性を意味する債務償還可能年数は12.2年と良好水準にある。前年度に比べ2.3年短縮した。債務償還可能年数は実質債務が行政経常収支の何年分あるかを計算した指標である。行政経常収支を仮に全額返済に回したとして完済に必要な年数ともいえるので、短いほどよい。

## 行政経常収支率

キャッシュフロー分析指標について解説する。はじめに行政経常収支率は、民間企業でいえばキャッシュベースの経常利益率に相当する。発生主義で計算した「意見」としての期間損益を、キャッシュベースに修正したものである。金融機関は民間企業の返済能力を診断するにあたり、帳簿上の利益に減価償却費など非資金項目を加減して実質の利益を計算する。減価償却の方法の変更や、売掛金や在庫の計上具合で帳簿上の利益は簡単に変わってしまう。

47都道府県の行政経常収支率はどのような分布をしているのか、またどのように推移しているのか。図表2は、行政経常収支率の分布の推移を5年度前から追跡したものである。

図表 2. 行政経常収支率の分布の年度別推移



出所：地方財政状況調査表から大和総研作成

2013 年度の状況をみると、15%以上 20%未満の階級が 14 団体と最も多い。佐賀県は 19.0%なのでここに属する。分布の山の推移を 5 年度前からみると、5 年度前にも 15%以上 20%未満の階級にピークがあったが、その翌年以降 4 年連続で 10%以上 15%未満の階級にピークが移っている。全国的な趨勢でいえば 2013 年度は改善している。

収支が赤字の団体の数をみると 2013 年度は 2 団体であった。5 年前の 2008 年度に皆無であったのが、翌年度から 6 団体（2009 年度）、7 団体（2010 年度）、9 団体（2011 年度）と増え、2012 年度には 10 団体となった。それが 2013 年度には 2 団体まで減少した。また、2013 年度の行政経常収支率は 44 団体で前年を上回っている。

行政経常収支率は、既存の財務分析指標とどのような点が異なるのか。既存の財務分析指標の中で似た概念のものは、「経常収支比率」である。これは、「地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合」と説明されている<sup>2</sup>。

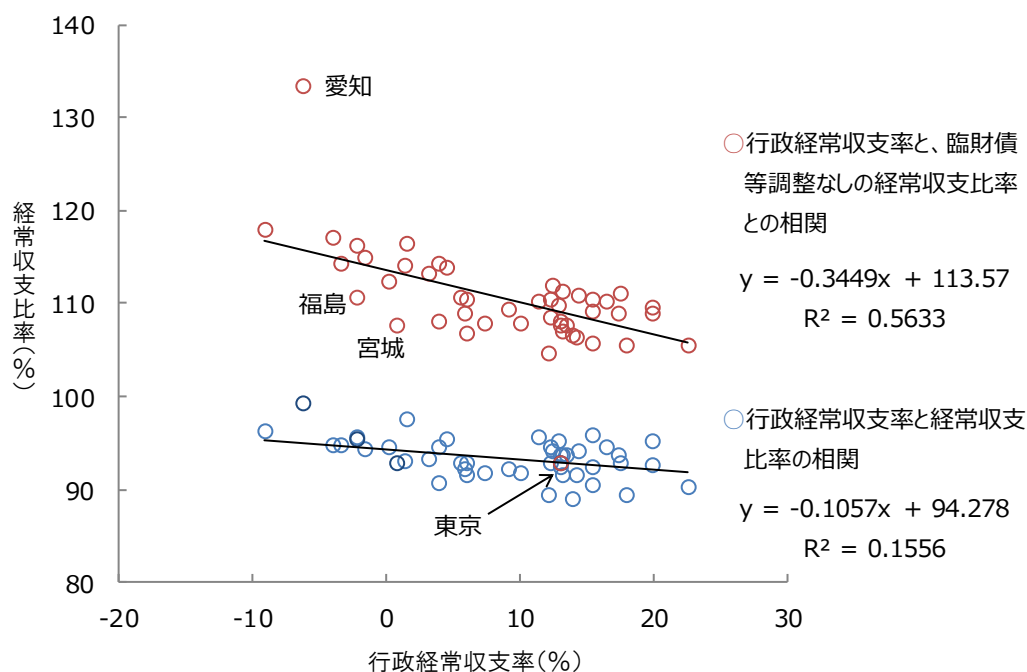
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等（地方税 + 普通交付税等）} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

<sup>2</sup> 総務省トップ > 政策 > 統計情報 > 地方財政状況調査関係資料 > 地方公共団体の主要財政指標一覧 > 平成 25 年度地方公共団体の主要財政指標一覧 から” 1. 指標の説明”  
[http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/H25\\_chiho.html](http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/H25_chiho.html) （平成 27 年 6 月 5 日確認）

簡単にいえば、経常的な収入に対する、借入返済を含めた経常的な経費の割合である。エンゲル係数のような概念で、大きいほど収支のひっ迫度が高く、100%を超えると赤字といえる。ただし、経常収支比率を計算するにあたって分母となる経常的な収入の中には、臨時財政対策債など負債による収入が混じっている<sup>3</sup>。

行政経常収支率と違うのは、行政経常収支率が収入に対する利益（収支差額）の算式であるのに対し、経常収支比率が収入に対する支出である点である。経常収支比率の支出に元本返済額（公債費の構成要素）が含まれている点もあげられる。もっともこれらは形式的な違いに過ぎない。本質的に異なるのは、経常収支比率の計算にあたって「特定財源」が含まれないことである。電源立地交付金など用途があらかじめ決まっているものは経常的な収入に含めていない。他方、行政経常収支率は当の収入、支出が経常的なものか臨時なものかについて、制度に関わらず実態で区分している。電源立地交付金は制度上特定財源であっても行政経常収入に分類する。

図表 3. 行政経常収支率と経常収支比率の関係（それぞれ過去5年分の平均値）



出所：地方財政状況調査表から大和総研作成 極端値を示した東京および愛知、震災の影響が大きい宮城および福島は相関分析から外している。行政経常収支率は大きいほどよい指標、経常収支比率は小さいほどよい指標という具合に、数字の増加に対して意味が逆である。このため右下りの散布図になる点に注意。

<sup>3</sup> 詳しくは拙稿「地方財政分析と臨時財政対策債～交付税措置の調整前「原数値」の把握の重要性」を参照のこと。（2014年10月3日）

[http://www.dir.co.jp/consulting/theme\\_rpt/public\\_rpt/local/20141003\\_009008.html](http://www.dir.co.jp/consulting/theme_rpt/public_rpt/local/20141003_009008.html)



そうしたわけで、行政経常収支率と経常収支比率は算式や意味の面で類似するところがあるものの、図表3の通り相関関係は高くない。とくに大きな違いは臨時財政対策債等による収入の嵩上げがあるかないかである。したがって、行政経常収支率と経常収支比率の相関を見た場合、臨時財政対策債等の調整を解除した経常収支比率と比べたときの相関係数が、現行ルールに沿って計算された経常収支比率よりも高い。

## 実質債務月収倍率

実質債務月収倍率は、事業者が抱える実質的な債務負担の大きさを表す。実質債務とは、帳簿上の借入に有利子負債相当額を加算し、基金等を減算したものである。実質債務月収倍率の算式は実質債務が月収の何か月分あるかを意味している。

実質債務月収倍率の分布と推移をみる。図表4をみると、2013年度は30ヶ月以上35ヶ月未満、35ヶ月以上40ヶ月未満の階級に14団体が属している。前述の佐賀県は27.9ヶ月だったので、都道府県の平均的な水準を下回っている。ここ数年の全国の平均水準をみると概ね横ばいで推移している。5年度前からの推移をみると、分布の山が2009年度以降少しずつ下方にシフトしていることが伺える。他方、2013年度は43の団体で指標値が前年度を下回るなど、改善の兆しも見られる。

図表4. 実質債務月収倍率の分布の年度別推移

	2008年度	2009	2010	2011	2012	2013
10ヶ月未満	1	0	0	1	1	2
10ヶ月以上15ヶ月未満	0	1	1	2	2	1
15ヶ月以上20ヶ月未満	1	1	1	1	1	1
20ヶ月以上25ヶ月未満	3	1	1	2	0	1
25ヶ月以上30ヶ月未満	14	11	11	5	5	8
30ヶ月以上35ヶ月未満	<b>16</b>	<b>19</b>	<b>18</b>	<b>17</b>	<b>17</b>	<b>14</b>
35ヶ月以上40ヶ月未満	9	10	9	13	13	<b>14</b>
40ヶ月以上45ヶ月未満	2	3	5	4	4	6
45ヶ月以上	1	1	1	2	4	0
平均値(月)	31.4	32.2	32.6	32.5	33.5	32.5

出所：地方財政状況調査表から大和総研作成

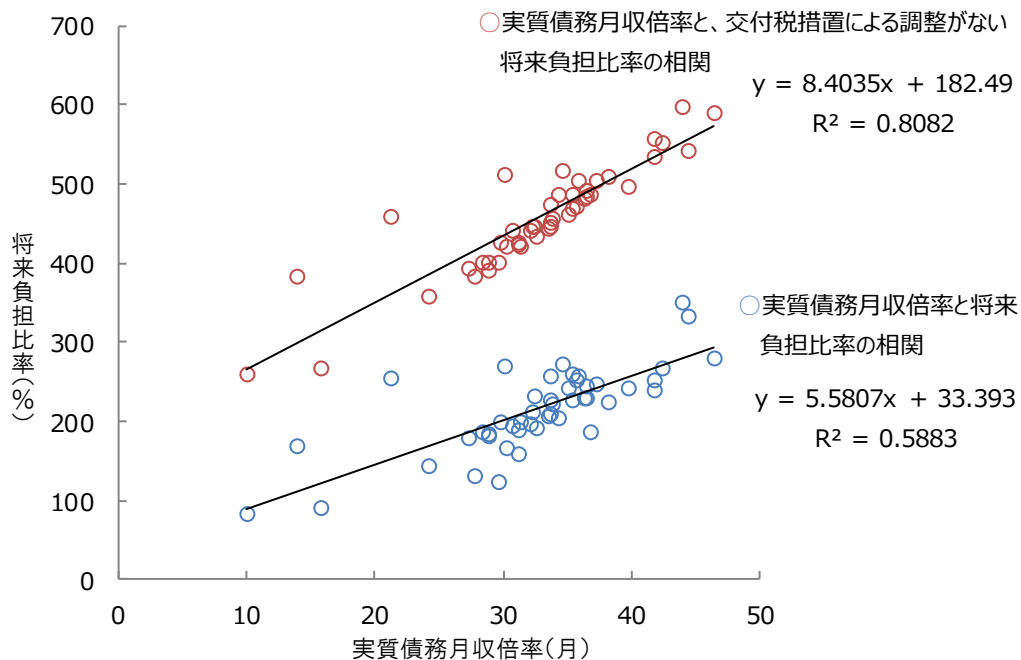
実質債務月収倍率は、既存の財務分析指標と比べると「将来負担比率」に近い。将来負担比率は、実質債務月収倍率と同じく、実質的な債務が財政規模に対してどのくらいの大きさかを意味する算式となっている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{将来負担額} \\ \text{地方債の現在高} \\ + \text{設立法人の負債額等負担見込額} \\ + \text{その他の将来負担の見込額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{充当可能財源等} \\ \text{充当可能基金} \\ + \text{充当可能特定歳入} \\ + \text{基準財政需要額算入見込額 (交付税措置額)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}} \times 100$$

ただし、将来負担比率も算式をよくみれば単に財政規模に対する実質債務の大きさを示したのではない。実質債務の計算において帳簿上の借入から基金以外のものを控除している。その中で大きいのは後年度に地方交付税の見積式に加えることができる額（「交付税措置」という）である。地方債のうち交付税措置の対象になるものが大きいいため、帳簿上の借入に対して実質債務は約半分程度となる<sup>4</sup>。

したがって、実質債務月収倍率と将来負担比率の相関の度合いは、交付税措置による調整を解除したもののほうが高くなる。ここで、将来負担比率のうち交付税措置による調整なしとしたものは、標準財政規模から臨時財政対策債発行可能額の加算分を控除し、将来負担額から差し引くものを充当可能基金に限定している。

図表 5. 実質債務月収倍率と将来負担比率の関係（それぞれ過去5年分の平均値）



出所：地方財政状況調査表から大和総研作成

<sup>4</sup> 前掲「地方財政分析と臨時財政対策債～交付税措置の調整前「原数値」の把握の重要性」を参照のこと。



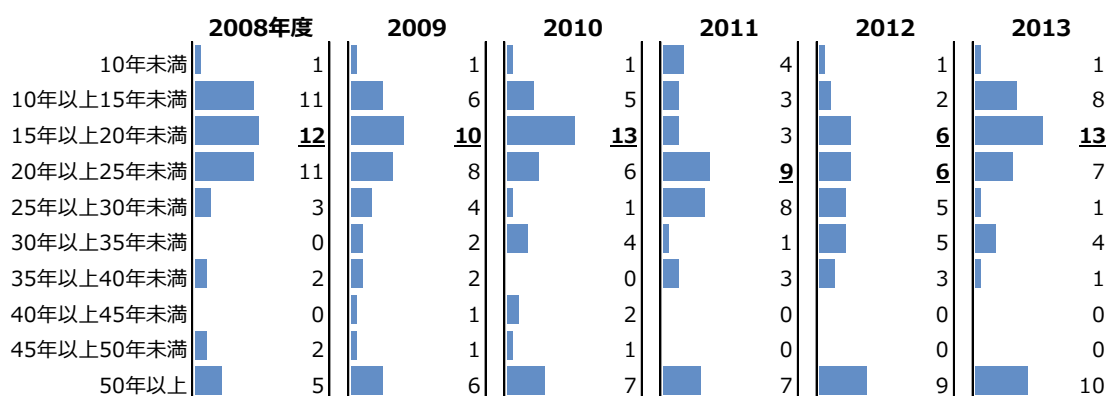
## 債務償還可能年数

債務償還可能年数は返済能力ひいては財政の持続可能性を意味する。キャッシュフロー分析指標の中で最も重視する指標である。債務償還可能年数は実質債務が行政経常収支の何年分あるかを計算している。行政経常収支を仮に全額返済に回したとして完済に必要な年数ともいえるので、短いほうがよい。

直近の債務償還可能年数の分布を図表6でみると、15年以上20年未満の階級に山がある。5年度前からの推移をみると2009年度から山の裾野が年数の長いほうに伸びており悪化傾向がうかがえる。2011年度には山が20年以上25年度未満の階級にシフトした。その後2013年度には15年以上20年未満の階級に戻り、若干持ち直しの兆候が見られる。

とはいえ、債務償還可能年数が50年以上の団体は過去5年を通じて前年度を下回ることなく、2013年度は10団体を数えるようになった。2極分化とまではいけないものの、財政悪化の峠を越えたケースと依然厳しいケースが混在している。

図表6. 債務償還可能年数の分布の年度別推移



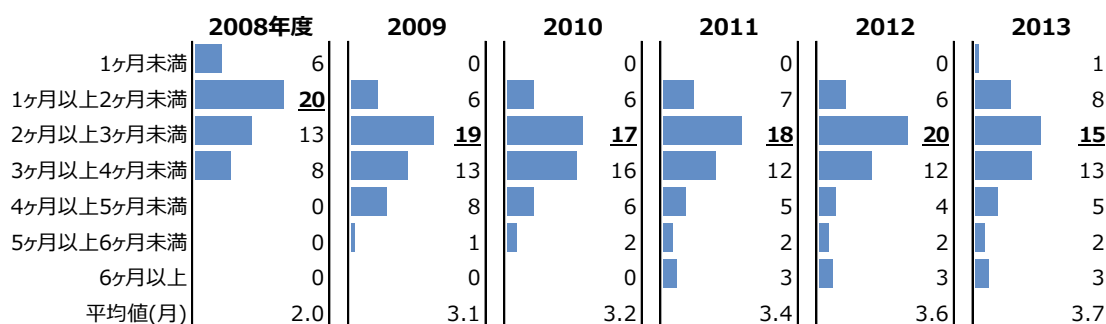
出所：地方財政状況調査表から大和総研作成

単純平均値と中心値の乖離が大きいため、平均値は算出していません。

## 積立金等月収倍率

積立金等月収倍率は、現金預金と積立金の合計が月収の何か月分準備されているかを意味する。資金バッファの厚みによって財政の安全性を診断する指標である。図表7の、積立金等月収倍率の分布の年度別推移をみると、2008年度の分布の山が1ヶ月以上2ヶ月未満であったのに対し、翌年度以降2ヶ月以上3ヶ月未満に移り、さらに山の裾野が下方に拡大している。平均値は増加傾向にあり、全体的にみれば資金バッファは順調に積み上がっている。

図表 7. 積立金等月収倍率の分布の年度別推移



出所：地方財政状況調査表から大和総研作成

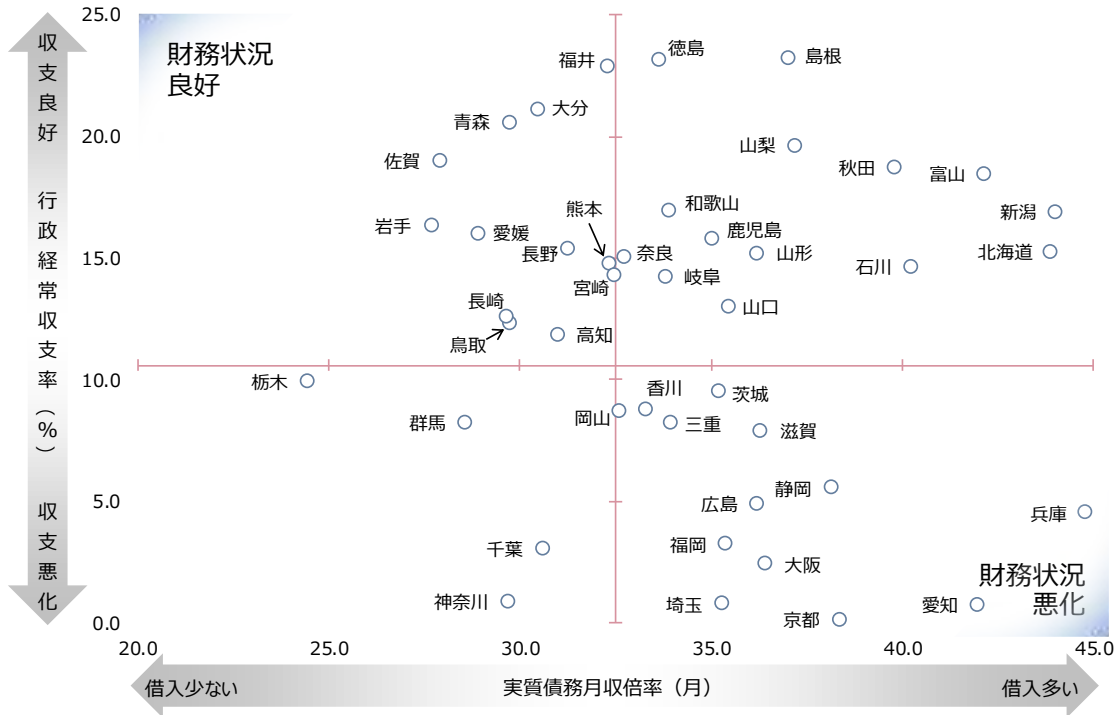
### キャッシュフロー分析で俯瞰する都道府県の財務状況

図表 8 は、行政経常収支率を縦軸に、実質債務月収倍率を横軸にした平面上に都道府県をプロットしたものである。縦横の中心軸はそれぞれ平均値を示している。下に位置するほど収支悪化、右に位置するほど借入が多いといえる。よって右下角に近いほど財務状況の悪化の度合いが深刻なことを意味する。債務償還可能年数は行政経常収支率と実質債務月収倍率を組み合わせたものであるため、右下角に近いということは債務償還可能年数が長いということである。

このマトリックス図から、地方公共団体の財務分析には少なくとも行政経常収支率のようなフロー指標と、実質債務月収倍率のようなストック指標が必要であることがわかる。財務状況が悪化しているといった場合、それは収支悪化が原因なのか借入過多なのか、それともそれらの複合要因なのかを把握することがポイントだ。また、債務償還可能年数は算式の分母である行政経常収支率が小さいと極端に大きくなることから、マトリックス図を併用して財務状況の悪化の度合いを直感的に判断するのが有効である。

今後、累積する国債残高を背景に国の財政悪化の深刻度が増し、予算制約が厳しくなる中で、地方財政の自立がますます重要になってくる。現状、「暗黙の政府保証」によって守られている地方財政であるが、財務状況の悪化が資金調達コストに反映しない現状がいつまでも続くとは限らない。地方公共団体で通用する文脈ではなく、民間企業流の修正損益計算書を作成し、企業審査や格付けの手法をもって財政の特徴を把握しておくことが、今後の備えとして重要なのではないかと。

図表 8. 財務状況マトリックス図



出所：地方財政状況調査表から大和総研作成  
 なお枠内に収まらなかった都県が4つある。宮城県（行政経常収支率-19.4%、実質債務月収倍率 17.5ヶ月）、福島県（同-33.8%、6.5ヶ月）、東京都（17.7%、8.6ヶ月）、沖縄県（9.1%、13.8ヶ月）

参考資料 1. 行政経常収支率および実質債務月収倍率

	行政経常収支率(%)						実質債務月収倍率(月)					
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2008	2009	2010	2011	2012	2013
北海道	17.4	16.1	12.1	9.7	11.3	15.3	43.0	42.8	44.0	45.5	45.9	43.9
青森県	20.0	19.4	18.4	19.9	21.1	20.6	32.4	32.0	31.4	30.0	30.4	29.7
岩手県	16.0	13.4	15.0	28.4	13.5	16.4	39.4	39.4	37.7	20.6	25.2	27.7
宮城県	12.4	9.2	6.3	18.0	-10.7	-19.4	30.3	30.8	30.7	12.9	13.7	17.5
秋田県	20.3	14.8	15.9	13.1	14.1	18.7	37.8	39.7	38.8	39.7	41.0	39.8
山形県	17.3	13.2	12.4	10.3	10.1	15.2	35.4	36.3	36.4	36.5	37.2	36.2
福島県	15.0	11.4	12.6	8.7	-10.3	-33.8	25.8	26.1	25.6	6.2	5.1	6.5
茨城県	7.6	2.6	2.9	9.4	5.3	9.5	33.1	34.4	34.8	33.1	35.7	35.2
栃木県	13.0	8.8	11.4	8.8	6.7	9.9	22.8	23.5	23.7	24.1	25.0	24.4
群馬県	8.6	5.7	5.3	1.1	2.1	8.3	24.3	25.0	25.8	27.8	29.3	28.6
埼玉県	3.6	-2.7	-2.2	-4.4	-2.6	0.8	29.2	31.2	32.2	34.2	35.0	35.3
千葉県	2.8	-0.3	-3.6	-4.2	-3.0	3.1	26.7	27.9	28.8	30.0	31.4	30.6
東京都	24.4	11.3	12.2	10.4	13.4	17.7	8.6	10.1	10.2	10.7	10.1	8.6
神奈川県	3.5	-5.1	-3.2	-6.0	-6.5	0.9	24.7	27.5	27.7	29.2	30.1	29.7
新潟県	16.0	15.6	12.9	10.9	10.4	16.9	46.4	45.7	47.3	48.1	47.1	44.0
富山県	15.4	11.8	10.2	10.8	10.2	18.5	38.2	39.9	41.5	42.8	45.2	42.2
石川県	17.0	13.6	11.2	11.8	14.3	14.7	41.2	41.8	42.7	41.4	42.5	40.2
福井県	19.7	15.8	13.9	15.8	18.7	22.9	33.1	34.7	34.4	35.3	34.8	32.3
山梨県	18.6	13.7	17.2	15.6	10.4	19.7	35.6	37.9	37.3	37.8	40.8	37.2
長野県	15.8	14.0	13.1	11.4	10.9	15.4	31.3	30.7	30.7	31.5	32.3	31.2
岐阜県	13.9	13.3	13.0	11.1	9.6	14.2	32.8	32.9	33.2	34.1	34.8	33.8
静岡県	9.8	-0.8	3.0	-1.2	0.1	5.6	32.4	35.8	35.5	38.0	38.8	38.1
愛知県	13.6	-10.8	-6.0	-9.6	-6.0	0.8	30.0	38.7	40.3	43.7	44.4	42.0
三重県	10.6	1.7	5.4	2.0	1.7	8.3	26.3	29.1	29.8	32.4	35.0	34.0
滋賀県	7.5	-2.7	4.4	2.8	3.1	7.9	33.8	36.7	35.1	36.3	37.3	36.3
京都府	3.5	0.2	-5.9	-5.0	-6.9	0.2	30.0	31.1	34.4	35.7	38.5	38.3
大阪府	5.2	0.6	-38.6	-5.1	-4.8	2.4	29.9	30.2	35.6	37.9	38.7	36.4
兵庫県	6.0	1.8	2.6	-1.3	-0.3	4.5	39.9	41.8	42.5	44.6	45.7	44.8
奈良県	14.4	9.2	11.1	7.5	7.3	15.1	33.2	33.5	32.6	33.7	34.8	32.7
和歌山県	15.6	13.1	14.4	11.0	10.2	17.0	29.0	30.7	30.8	32.7	35.2	33.9
鳥取県	21.4	16.5	17.2	11.9	11.3	12.4	29.1	29.3	28.4	30.1	30.3	29.7
島根県	27.2	24.0	25.4	21.3	18.6	23.2	36.8	36.4	35.5	36.7	38.3	37.0
岡山県	9.3	7.2	3.1	5.3	4.8	8.7	30.2	30.9	31.6	32.8	33.9	32.6
広島県	11.5	5.6	4.0	2.3	2.5	4.9	32.5	33.4	34.1	36.0	37.1	36.2
山口県	11.8	10.9	9.9	0.6	2.1	13.0	33.2	33.6	34.6	35.9	37.5	35.4
徳島県	21.7	19.8	20.9	16.5	18.6	23.2	39.6	38.6	36.5	37.2	36.4	33.6
香川県	9.5	6.9	2.5	5.2	3.8	8.8	32.6	33.6	33.6	33.7	34.0	33.3
愛媛県	16.0	12.7	13.5	9.2	9.0	16.0	28.6	28.2	27.4	29.1	30.4	28.9
高知県	18.5	21.2	14.8	12.4	11.4	11.9	30.6	27.4	29.6	30.7	32.2	31.0
福岡県	5.5	2.8	-0.3	-2.7	-2.1	3.3	29.7	30.4	32.4	34.4	35.6	35.4
佐賀県	22.1	20.6	17.3	15.8	16.5	19.0	26.7	26.3	27.5	28.1	28.7	27.9
長崎県	14.4	12.8	12.2	9.9	9.3	12.6	26.9	26.8	27.3	28.6	29.7	29.6
熊本県	13.3	14.7	15.3	10.6	9.5	14.8	32.6	31.3	31.1	32.9	33.7	32.3
大分県	16.6	16.5	15.0	14.5	14.7	21.1	31.1	30.5	30.9	31.5	32.2	30.5
宮崎県	20.0	15.3	15.3	12.0	14.1	14.3	28.3	28.7	28.8	33.0	33.2	32.5
鹿児島県	17.6	19.2	15.8	12.6	13.1	15.8	35.7	33.9	34.4	35.9	36.2	35.0
沖縄県	11.0	4.2	6.7	4.9	4.9	9.1	17.3	17.2	16.1	16.2	15.2	13.8
平均	13.9	9.8	8.6	8.0	6.7	10.6	31.4	32.2	32.6	32.5	33.5	32.5

出所：地方財政状況調査表から大和総研作成

参考資料 2. 債務償還可能年数および積立金等月収倍率

	債務償還可能年数 (年)						積立金等月収倍率 (月)					
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2008	2009	2010	2011	2012	2013
北海道	20.6	22.2	30.2	39.2	33.8	23.9	0.8	1.6	1.5	1.2	1.1	1.3
青森県	13.5	13.7	14.3	12.5	12.0	12.0	2.1	2.9	2.7	2.9	3.0	3.3
岩手県	20.5	24.6	20.9	6.0	15.5	14.1	1.6	3.0	3.5	7.4	9.6	9.5
宮城県	20.3	27.9	41.0	6.0	-	-	1.3	2.6	3.3	6.4	8.6	10.1
秋田県	15.5	22.3	20.3	25.3	24.2	17.7	2.8	3.5	4.0	4.0	3.8	3.5
山形県	17.0	22.9	24.5	29.6	30.7	19.8	1.3	2.4	2.7	2.7	2.7	2.7
福島県	14.4	19.1	16.9	5.9	-	-	1.4	2.3	2.8	14.9	19.0	20.3
茨城県	36.1	112.5	99.5	29.4	56.4	30.7	0.9	1.5	1.4	2.1	2.0	2.3
栃木県	14.7	22.3	17.3	22.7	31.0	20.5	1.8	2.4	2.8	3.1	3.6	3.8
群馬県	23.5	36.3	40.7	212.5	115.5	28.8	1.8	2.8	3.1	2.6	2.2	2.2
埼玉県	68.2	-	-	-	-	364.9	1.7	2.4	2.5	2.2	2.0	1.9
千葉県	79.1	-	-	-	-	82.5	0.7	1.5	1.7	1.5	1.4	1.9
東京都	2.9	7.5	6.9	8.6	6.3	4.0	3.9	4.2	4.0	3.7	3.7	3.9
神奈川県	58.3	-	-	-	-	275.0	0.9	1.7	1.8	1.5	1.2	1.5
新潟県	24.2	24.5	30.4	36.7	37.7	21.7	1.6	2.5	2.6	2.5	2.8	3.2
富山県	20.7	28.1	33.7	32.9	36.9	19.0	1.6	2.9	3.0	2.5	2.5	3.0
石川県	20.2	25.6	31.7	29.3	24.7	22.9	3.3	4.8	4.8	4.5	4.4	4.6
福井県	14.0	18.3	20.6	18.6	15.5	11.7	2.8	3.9	4.3	3.7	3.4	2.9
山梨県	15.9	23.0	18.1	20.3	32.7	15.8	3.4	4.7	4.7	4.6	4.8	4.8
長野県	16.5	18.2	19.5	23.0	24.8	16.9	1.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.8
岐阜県	19.6	20.7	21.3	25.6	30.3	19.8	2.0	2.6	2.7	2.5	2.5	2.5
静岡県	27.6	-	100.0	-	2,402.6	57.1	1.8	2.8	3.0	2.8	2.6	2.5
愛知県	18.4	-	-	-	-	452.6	2.2	3.1	3.3	2.6	2.1	1.9
三重県	20.7	141.1	46.2	138.3	170.3	34.3	1.9	3.1	3.1	2.4	2.3	2.2
滋賀県	37.6	-	66.2	109.5	101.8	38.2	1.8	3.0	3.0	2.7	2.8	2.8
京都府	72.4	1,223.4	-	-	-	1,998.4	0.9	1.9	1.8	1.4	1.3	1.3
大阪府	48.3	437.3	-	-	-	124.7	2.3	3.4	2.8	2.5	2.7	2.5
兵庫県	55.3	196.5	136.4	-	-	82.2	0.6	1.4	1.3	1.2	1.0	1.0
奈良県	19.2	30.3	24.6	37.5	40.0	18.1	3.6	4.9	5.0	5.2	5.2	5.8
和歌山県	15.6	19.5	17.8	24.8	28.7	16.7	2.4	3.5	3.4	3.1	3.2	3.4
鳥取県	11.3	14.8	13.8	21.1	22.4	20.1	3.8	5.6	5.3	5.7	5.8	5.5
島根県	11.3	12.7	11.7	14.4	17.1	13.3	3.2	4.1	3.6	3.1	3.0	2.8
岡山県	27.0	36.0	84.1	51.4	58.7	31.2	2.1	3.4	3.3	3.0	2.8	2.9
広島県	23.5	49.9	70.2	132.2	123.8	61.1	1.6	2.5	3.0	2.9	2.8	2.9
山口県	23.4	25.6	29.0	515.7	145.8	22.7	1.3	2.4	3.0	1.9	1.6	1.9
徳島県	15.2	16.2	14.5	18.8	16.3	12.1	2.3	3.7	4.2	4.1	4.5	4.6
香川県	28.5	40.7	111.3	53.7	73.7	31.4	2.0	3.2	3.8	3.7	3.6	3.7
愛媛県	14.9	18.5	17.0	26.4	28.0	15.0	1.1	2.4	2.8	2.8	2.8	3.2
高知県	13.8	10.8	16.7	20.6	23.6	21.7	2.5	3.7	4.0	3.3	3.2	3.3
福岡県	45.2	90.4	-	-	-	90.7	1.4	2.4	2.2	1.9	2.1	1.9
佐賀県	10.1	10.6	13.2	14.9	14.5	12.2	2.2	3.7	4.1	3.6	3.4	3.7
長崎県	15.6	17.5	18.6	24.0	26.8	19.6	4.0	5.0	4.8	4.4	4.4	4.3
熊本県	20.5	17.7	16.9	25.9	29.6	18.2	1.6	2.7	2.9	2.8	2.7	2.9
大分県	15.6	15.4	17.2	18.1	18.3	12.0	2.8	4.1	4.0	3.6	3.5	3.7
宮崎県	11.8	15.7	15.7	22.8	19.6	18.9	3.0	4.1	3.8	4.2	4.0	4.3
鹿児島県	16.9	14.7	18.1	23.8	23.0	18.4	1.2	2.6	2.9	2.5	2.7	2.9
沖縄県	13.1	33.9	19.9	27.7	25.8	12.6	2.8	3.7	4.0	4.0	3.7	3.6
平均	-	-	-	-	-	-	2.0	3.1	3.2	3.4	3.6	3.7

出所：地方財政状況調査表から大和総研作成

なお債務償還可能年数の空欄は分母である行政経常収支がマイナスのため計算不能なもの。平均は算出しない。